

平成28年度第3回宇治市情報公開審査会会議録（公開用）

会議名	平成28年度第3回宇治市情報公開審査会
日時	平成28年7月26日（火） 午後2時～午後5時40分
場所	市役所 8階 大会議室
出席者	（委員）橋本会長 片桐委員 原田委員 吉田委員 吉松委員 （事務局）後藤参事 松井副課長 鶴谷係長 吉野主事 豊田主事 （実施機関）歴史まちづくり推進課 平野副部長 谷口副課長 大島主任 （傍聴者）2人
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について（事務局）</p> <p>（1） 本日の予定について</p> <p>ア 平成27年度情報公開制度実施状況について（報告事項）</p> <p>イ 平成27年度審議会等の会議の公開制度運用状況について（報告事項）</p> <p>ウ 公文書非公開決定に係る異議申立てについて（審議事項）</p> <p>（2） 資料説明</p> <p>事務局から、平成27年度情報公開制度実施状況について、平成27年度審議会等の会議の公開制度運用状況について及び公文書非公開決定に係る異議申立てについての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 平成27年度情報公開制度実施状況について</p> <p>（1） 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>（2） 質疑応答</p> <p>（会長） ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p> <p>（委員） 不服申立ての却下事案はどのようなものであったか。</p> <p>（事務局） 実施機関が請求内容に該当するとして特定した公文書に、異議申立人が公開を求めている公文書が含まれていなかった。異議申立人は、規則上作成すべきとされている文書であるにも関わらず特定がされていないと主張され、特定されなかった文書について何の決定もないことから不存在決定があったとみなし、その不存在決定について異議を申し立てられた。審査会で審議した結果、異議申立人が公開を希望する文書は存在しておらず、実施機関の決定が誤っているとまではいえなかったため、そもそも異議申立人が主張する不存在決定自体が存在しないという結論になった。このような場合、行政不服審査法上は却下とみなすとのことであった。</p> <p>（委員） 建築計画概要書や工事設計書の非公開情報を除き、閲覧や写しの交付等の情報提供を行うサービスを検討している市町村も多いと思うが、宇治市ではどう</p>	

なのか。

（事務局） 担当課から相談は受けている。

（委員） 決定単位10番に工事設計書とあるが、金額や単価は公開しているのか。

（事務局） 入札が終わった段階では全て公開している。

（委員） 決定単位94番はなぜ取り下げられたのか。

（事務局） 本件は予防接種の副反応報告に関する公文書であり、委員会の資料等には特定の個人に関する症状や病名等が多く記載されていた。そのため、公開・非公開の判断に時間が必要であり、当初の決定期間内に決定するのは難しいということをご請求者へ伝えたと、請求を取り下げるという意向を示された。

（委員） 決定単位138番はどのようなものであったか。

（事務局） 監査委員事務局が保有する住民監査請求や、本市の各課に対する定期監査に関する公文書が対象であった。住民監査請求に関する公文書については、個人情報等を理由に部分公開としている。定期監査に関する公文書には、監査委員事務局が各課に提出を求めた資料等が含まれており、公文書公開請求により提出資料等が公開された場合、本来提出すべき資料等を各課が提出しなくなるおそれがあるため、それにより監査業務に支障が生じるとして、第6条第5号に該当するとして非公開とした。

（委員） 決定単位161番は、不服申立てがあった件と同じ方か。

（事務局） 別の方である。

（委員） いじめの内容は非公開なのか。

（事務局） 学校名と特定の個人を識別しうる情報は非公開としている。

（委員） 決定単位292番だが、火事の程度としてはあまりひどいものではなかったのか。かなりの火事だった場合、生命、身体の保護という議論もありそうな気がする。

（委員） 第6条第5号該当になっているが、どういう理由か。

（事務局） 消防本部が近隣の方等からも聞き取りをするが、あくまで任意であるため、公文書公開請求で消防本部に答えた内容が出てしまうと、萎縮して今後答えてもらえなくなるおそれがあり事務事業支障に該当するとして、非公開としている。

（委員） 写真はどうか。

（事務局） 外観は公開しているが、建物内部の被害は任意で撮影させてもらっている。

（会長） よろしいか。それでは次の報告事項に移る。

4 報告事項 平成27年度審議会等の会議の公開制度運用状況について

- (1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。
- (2) 質疑応答

平成28年度第3回宇治市情報公開審査会会議録（公開用）

- (会 長) 質問はあるか。
(委 員) 第6条第6号該当により非公開とした審議会は何か。
(事務局) 宇治市青少年指導センター運営協議会である。
(会 長) よろしいか。それでは報告事項は以上とし、審議事項に移る。

- 5 審議事項 公文書非公開決定に係る異議申立てについて
会長から、本審議事項については非公開にて審議するとの説明が行われた。

○非公開部分の概要

- (1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。
(2) 実施機関の意見陳述及び意見陳述に対する質疑応答が行われた。
(3) 審議が行われた。
- 6 その他連絡事項等について
次回開催の審査会の日程等の確認を行った。
- 7 閉会

(会長署名)